

【加西市人権尊重のまちづくり条例（案）】

パブリックコメントに対するご意見及び本市の考え方

	ご意見	本市の考え方
1	「様々な差別や偏見が今もなお存在している」の中に「出身」がありますが、これは、かつてあった「部落差別」をさすのでしょうか。部落差別は、長年、国・地方自治体の取組によって、解決された問題です。「出身」の文言は必要ありません。（P1、3行目）	ご指摘の通り、「出身」の中には、「部落差別」も含んでいます。部落差別解消推進法第6条に基づいた実態調査の結果によれば、部落差別の実態として、インターネットにおける特定個人や不特定者を対象とする誹謗中傷等の差別表現や、結婚・交際の場面における差別が発生していること、などが明らかとなっています。そういう意味では、まだ部落差別が残っているということと捉え、「出身」という文言を入れています。
2	上記の理由により、第4条の「出身」もいらない。（第4条）	上記の回答の通りです。
3	市や事業者がその社会的な権力や行政的な権力で市民の権利が抑えられることがあります。市民が人権を侵害するというものではありません。よって、第6条は削除する。	人権侵害は人と人のかかわりの中で起こります。市民の人権意識の高揚をはじめとして、市民一人一人が人権尊重のまちづくりの担い手であることを認識し、市が実施する人権施策への協力によって、人権尊重のまちづくりが推進されると考えます。
4	委員の委嘱で「人権団体を代表する者」について、特定の団体に固定されるのではないかと危惧します。	委員の委嘱については、今後、委員の選定をしますが、性差に関係なく、市内の様々な団体の中から選任する予定です。
5	私たちの基本的人権は、憲法によって幅広く保障されています。条例が課題としている「人権」が重視され、基本的人権が狭められないか心配です。	前文にある通り、全ての人が基本的人権を持っているかけがえのない個人として尊重される社会をつくっていくことを目指し、条例を制定します。基本的人権は決して狭められるものではありません。